

## 優遇措置一覧

優遇措置の内容	問合せ先
<p><b>■会社設立時の登録免許税の軽減</b></p> <p>事業を営んでいない個人または創業後5年未満の個人が会社を設立する場合、以下のような特例を受けられます。</p> <p>1. 株式会社            (通常) 資本金額の0.7% (最低税額15万円)            (特例) 資本金額の0.35% (最低税額7.5万円)</p> <p>2. 合同会社            (通常) 資本金額の0.7% (最低税額6万円)            (特例) 資本金額の0.35% (最低税額3万円)</p> <p>※新宿区が交付する証明書をもって、他の区市町村で創業する場合は、この特例を受けることはできません。            ※会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。</p>	<p>東京法務局            新宿出張所            電話：03-3363-7385</p>
<p><b>■日本政策金融公庫「新規開業・スタートアップ支援資金」の貸付利率の引き下げ</b></p> <p>新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象となります。</p> <p>※日本政策金融公庫にて審査を受ける必要があります。</p>	<p>日本政策金融公庫            新宿支店ナビダイヤル            電話：0570-026825</p>
<p><b>■東京都「創業融資」の創業支援特例</b></p> <p>融資利率が0.4%優遇されます。</p> <p>※特例を受けるためには、信用保証協会又は金融機関に証明書を出し、審査を受ける必要があります。</p>	<p>東京都産業労働局            金融部金融課            電話：03-5320-4877</p>
<p><b>■創業関連保証の特例</b></p> <p>無担保、第三者保証人なしの創業関連保証について、前倒しで利用することが可能となります。</p> <p>(通常) 事業開始2か月前から申込可能            (特例) 事業開始6か月前から申込可能</p> <p>※保証を受けるためには、信用保証協会又は金融機関に証明書を出し、審査を受ける必要があります。</p>	<p>東京信用保証協会            新宿支店            電話：03-3344-2251</p>
<p><b>■その他</b></p> <p>国が実施する補助金・助成金の申請要件に該当する場合がございます。</p>	